事例番号:300253

原因分析報告書要約版

産 科 医 療 補 償 制 度 原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

- 1) **妊産婦等に関する情報** 初産婦
- 2) 今回の妊娠経過 特記事項なし
- 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 0 日

- 2:30 頃 凝血塊 (3cm×7-8cm) の排出あり
- 3:00 性器出血を認めたため入院
- 10:00 退院

妊娠 40 週 1 日

0:00 自然破水のため入院

4) 分娩経過

妊娠 40 週 1 日

- 9:30- ジノプロストン錠内服による分娩誘発開始
- 13:00 陣痛開始
- 15:56 胎児心拍数陣痛図上、異常なし、分娩監視装置終了
- 18:40 ドップラ法で胎児心拍数 80 拍/分以下
- 18:51 経腟分娩

胎児付属物所見 胎盤に凝血塊付着あり、血性羊水あり

5) 新生児期の経過

- (1) 在胎週数:40 週 1 日
- (2) 出生時体重:2954g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.61、PCO₂ 129.9mmHg、PO₂ 25mmHg、

 HCO_3^- 12. 2mmo1/L, BE -22. 6mmo1/L

- (4) アプガースコア:生後1分1点、生後5分4点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)
- (6) 診断等:

出生当日 新生児仮死、低酸素性虚血性脳症(Sarnat 分類 I 度)

(7) 頭部画像所見:

生後 10 日 頭部 MRI で大脳基底核、視床の信号異常

- 6) 診療体制等に関する情報
- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医2名

看護スタッフ:助産師1名、准看護師1名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症であると考える。
- (2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 40 週 0 日の 2 時 30 頃から発症し、その後の妊娠 40 週 1 日 16 時頃以降、18 時 40 分までのいずれかの時点から剥離が急激に進行した可能性が高いと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 40 週 0 日性器出血を認め入院としたこと、入院時の対応(内診、バイタル サイン測定、分娩監視装置装着)、および胎児心拍数陣痛図で胎児の健常性および子宮収縮を評価した上で妊産婦の希望により退院としたことは一般的である。

- (2) 妊娠 40 週 1 日自然破水のため入院としたこと、および受診後の対応(分娩 監視装置装着、内診、バイタルサイン測定、抗菌薬投与)は一般的である。
- (3) 前期破水後約11時間でジノプロストン錠内服による分娩誘発を行ったことは選択肢のひとつである。
- (4) ジノプロストン錠内服に関して文書によるインフォームドコンセントを得ていないことは 基準から逸脱している。
- (5) ジノプロストン錠の内服方法は一般的である。
- (6) ジノプロストン錠内服前から最終内服後 1 時間を経過するまで分娩監視装置を 連続的に装着していないことは基準から逸脱している。
- (7) 性器出血(中等量-多量)が持続している妊産婦に対して、超音波断層法(胎盤の確認等)を複数回実施したことは一般的である。
- (8) 妊娠 40 週 1 日 18 時 40 分に胎児心拍数異常を認めた際の対応(酸素投与、 医師へ報告、分娩監視装置装着および速やかに児を娩出したこと)は一般的 である。
- (9) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)、および高次医療機関NICUに新生児搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

- 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項
 - (1) 子宮収縮薬投与時の説明と同意の取得方法および分娩監視装置の装着については、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に即して行うことが望まれる。
 - (2) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。
 - 【解説】胎盤病理組織学検査は、胎盤の異常が疑われる場合、また重症 の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与 する可能性がある。
- 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。